

平成九年三月十二日

提出 巖原町長 原田保吉

記

住所 巖原町大字檜根三〇七番地

氏名 永瀬 勝

生年月日 大正十三年三月十四日生 七十二才

略歴は省略いたします。

○議長 (永尾仁助君) 理事者に提案理由の説明を求めます。

町長

○町長 (原田保吉君) 巖原町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

現委員の永瀬勝氏が平成九年三月二十五日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を適任者と認め、ご同意を求めるものであります。よろしくご同意を賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長 (永尾仁助君) これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

これから同意第一号巖原町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを採決します。

巖原町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (永尾仁助君) 異議なしと認めます。

よって、同意第一号 巖原町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、これに同意することによって決まりました。

日程第八 発議第二号 巖原町政治倫理条例の制定についてを議題とします。
朗読を省略します。

提出者に提案理由の説明を求めます。

一番

○二番(小宮教義君)

發議第二号 蔽原町政治倫理条例の制定について(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び蔽原町議会会議規則第十四条の規定により提出する。

平成九年三月二十一日

提出者 蔽原町議会議員 小宮 教 義

賛成者 蔽原町議会議員 一宮 喜 通

賛成者 蔽原町議会議員 梅 野 勝 助

賛成者 蔽原町議会議員 漆 俊 郎

賛成者 蔽原町議会議員 堀 江 政 武

賛成者 蔽原町議会議員 久 和 小次郎

蔽原町議会議長 永 尾 仁 助 殿

蔽原町政治倫理条例(案)

(目 的)

第一条 この条例は、町政が町民の蔽肅な信託に基づくものであり、公職にある者が私的な利害関係によつて公職の遂行をさまたげられることがあつてはならないことを認識し、その担い手たる町議會議員(以下「議員」という。)並びに町長、助役及び教育長(以下「町長等」という。)は、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図らないことを町民に宣告するとともに、議員、町長等が職務の遂行の公正性及び高潔性を実証するために必要な措置を定め、あわせて町民の町政に対する正しい姿勢と自覚のもとに、清浄で公正に開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員、町長等の責務並びに政治倫理基準)

第一条 議員、町長等は、町政に携わる責務を深く自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

一、町全体の奉仕者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

二、常に町民全体の奉仕者としての人格の維持と政治倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受してはならない。

三、町並びに町が関係する公共事業（下請工事を含む）、業務委託、物品納入及び使用資材の購入（以下「公共事業等」という。）に関して、特定の業者の推薦又は紹介をするなど特定の業者に有利な取り計らいをしてはならない。

四、町職員（臨時職員を含む。）の採用に関して、推薦又は紹介をしてはならない。

2. 議員、町長等は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、第五条に定める政治倫理委員会に出席し、自ら潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任の所在を明らかにしなければならぬ。

（町民の責務）

第三条 町民は、自ら主権者として町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員、町長等に対して次に掲げる働きかけを行ってはならない。

一、前条第一項第三号に規定する公共事業等の指名又は選定の依頼

二、前条第一項第四号に規定する推薦又は紹介の依頼

（町の工事等に関する遵守事項）

第四条 議員、町長等の配偶者並びに一親等の親族及び二親等の同居の親族、議員、町長等が役員をしている企業並びに議員、町長等が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係企業」という。）は、地方自治法第九十二条の二、第四百二十二条、第四百六十六条及び第四百八十条の五の規定の趣旨を尊重し、第一条第一項第三号に規定する公共事業等に係わる契約を辞退することとし、いやくも町民に対し疑惑の念を生じせしめるようなことがあってはならない。

2. 前項の規定により議員、町長等が関与する関係企業が公共事業等に係わる契約を辞退しようとするときは、町民に疑惑の念を持たれないように責任を持って、関係企業の辞退届を議員、町長等の任期開始の日から三十日以内に、議員にあっては議長に、町長等にあつては町長に提出するものとする。

3. 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを町長に送付しなければならぬ。

4. 議長及び町長は、議員、町長等の辞退届の提出状況を町報で公表するものとする。

(政治倫理審査会の設置)

第五条 政治倫理の確立に必要な事項を調査するために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号以下「法」という。)第三百二十八条の四第三項の規定に基づき、巖原町政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2. 審査会の委員は六人とし、地方自治法の本旨に理解があり、かつ政治倫理の審査に関して専門的知識を有する者並びに法第十八条に定める選挙権を有する町民のうちから議長と町長が協議のうえ町長が選任する。

3. 審査会の委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4. 審査会の会議は公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の三分の二以上の者の同意を必要とする。

5. 審査会の委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。
(町民の調査請求権)

第六条 町民は、議員、町長等が第二条及び第四条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面を添えて、法第十八条に定める選挙権を有する者の百分の一以上の連署とともに文書で、議員に係わるものは議長に、町長等に係わるものは町長に調査を請求することができる。

2. 議長及び町長は前項の規定により調査の請求を受けたときは、十日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めらるものとする。

(審査会の調査)

第七条 議員、町長等が第四条に違反している疑いがある場合には、議長及び町長は速やかに審査会に調査を求めなければならない。
2. その他この条例に定める政治倫理基準に違反している疑いがある場合、前項に準じ、議長及び町長は審査会に調査を求めなければならない。

3. 審査会は前項又は第六条第二項の規定により調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、六十日以内に調査報告書を議長及び町長に提出しなければならない。

4. 町長は、第一項又は第二項の規定により調査した結果、審査会からこの条例の規定に違反しているという調査結果の報告書の提出を受けたときは、その旨を町報で公表するものとする。また、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、第六

条第一項の場合においては十日以内に請求者に文書で回答するものとし、速やかに公表しなければならない。

5. 審査会は調査を行うため、当該議員、町長等に対して事情聴取及び資料の提出を求め、又はその関係者に対し事情聴取又は必要な資料の提出を求めることができる。

(遵守事項の違反行為に対する措置)

第八条 第七条第一項の規定により調査した結果、審査会において違反しているという調査報告書が提出された場合には、町長は当該契約を締結してはならない。この場合において、町長はその旨を町報で公表するものとする。

(委 任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成九年六月一日から施行する。

提案者でございますので、厳原町政治倫理条例案の制定について提案の理由のご説明をいたします。

町政を担うべきたる町会議員並びに町長、助役、教育長が人格と倫理の向上に努め、自らを律し、町民の信託に應えるため、厳原町政治倫理条例案を提案するものであります。この条例は皆様お手元に配布しておりますけれども、一条から九条よりなるものでございます。

まず、第一条は目的、第二条が議員、町長等の責務並びに政治倫理基準についてのものがございます。第三条が町民の責務でございます。第四条が町の工事等に関する遵守事項でございます。さらに第五条が政治倫理審査会の設置についてのものがございます。

第六条が町民の調査請求権についてでございます。第七条が審査会の調査についてでございます。第八条が遵守事項の違反行為に対する措置でございます。第九条が委任についての条例でございます。

さらに、この条例は平成九年六月一日付から施行するということでございます。

以上のように一条から九条に定める条例により、議員及び町長等が自ら各々の襟を正し、町民の信託に應えようとするものがございます。この条例案は、町長等も含めた案であり、長崎県下では、はじめての条例案でもあります。

なお、本条例案につきましては県地方課の照会もすでに終えております。議員皆様の寛大なる決意を賜われますようお願い申し上げます。

げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長(永尾仁助君) これから質疑を行います。

五番

○五 番(主藤長太郎君) 提案者にお尋ねをいたします。

この条例案の要となるところは、おそらく第四条、ここになってこようかと思うわけですが、この四条のいわゆる文言、文について、確認の意味とあわせてすっきりした受け止め方という両サイドからお尋ねをいたしたいと思います。第四条、議員、町長等の配偶者並びにというこのくだりでありますが、こう解しておけばいいのでしょうか。お尋ねがしたいわけです。議員、町長等の配偶者と一親等の親族、いわゆる一親等の親族にあつてはその次の二親等にもかかわりがあるわけですが、一親等の親族にあつては、同居しておろうとおるまいと、とにかく一親等の親族は、とこう解すべきか、そしてその下、二親等にあつては同居の親族とこうなっておりますが、二親等にあつては同居しておる親族に限ると、同居していなければ、この項にはあたらなないのであるかと、このことでもあります。

○議 長(永尾仁助君) 一番

○一 番(小宮教義君) 五番議員の質問にお答えいたします。

五番議員が理解されるとおりの解釈で結構でございます。

○議 長(永尾仁助君) 六番

○六 番(桐谷正義君) 私は、この政治倫理条例に反対するものではないですが、非常にこの条例に対して説明が書いてあることがよく理解できない分、例えば三条の前条、第一項、第三号に規定すると、この一項、この前条というのは、二条だろうと思いますが、二条には、1. 2. 3. 4. としかないんですが、この一項第三号とはどの条項を名指しておるのか、前条第一項の第四号というのは、通常一条の中に漢字の一、二、三、四というのは、項だと思っておりますが、数字のアラビア数字の1. 2. 3が来たら号になるように、通常はこう思うんですが、それに該当する条文がよく私理解できない、この三条の町民の責務ですが、そのへんをどれに該当しとるかということも、もう少し説明をお願いしたいと、それから、今五番議員が説明を質問されました中で、第四条の中に、議員、町長等の配偶者並びに一親等の親族及び二親等の同居の親族、これを二親等は何故同居だけにしたのか、という意味と、そしてからその後には議員、町長等が役員をしている企業並びに議員、町長等が実質的に経営に携わっている企業と、こうあるわけですが、役員をし